

発行/芦屋市役所

☎ 0797-31-2121 ㊚ 0797-38-2152

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

㊜ <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

㊞ info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073



やさしく思いやりのあるまちづくり

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2073

本市では、高齢者・障がいのあるかたなどが、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、平成19年4月に阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区の「芦屋市交通バリアフリー基本構想(*)」を策定しています。その具体的な理念・内容等について、お知らせします。

*「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法という)に基づく

基本理念

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、すべての人々がともに支え合う社会づくりを進めます

基本方針

- 安全・安心、快適なまちづくりへの多面的な取り組みを進めます
- 心のバリアフリー社会の実現に向けた取り組みを進めます
- 多様な人々に配慮した柔軟な取り組みを進めます
- 段階的・継続的な取り組みを進めます
- 多様な関係者の参画による取り組みを進めます

● 阪神芦屋駅・市役所を中心とした重点整備地区



重点整備地区の設定

基本構想では、短期・長期的な事業を含め、高齢者、障がいのあるかたなどが生活上利用する施設およびその周辺道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進していくための基本的事項を定めています。短期に位置付けられているバリアフリー化事業については、原則平成二十二年までを目標として整備が進められています。



■重点整備地区
特に優先してバリアフリー化事業を実施する必要性が高い地区のことであり、重点整備地区を、阪神芦屋駅・市役所周辺地区として定めています。

■生活関連経路
重点整備地区内の生活関連施設間を連絡する主要な移動経路を、バリアフリー化事業を推進する「生活関連経路」として設定しています。



● バリアフリー化の対象とする主な生活関連施設

旅客施設	阪神芦屋駅
官公庁施設	芦屋市役所 / 芦屋警察署 / 芦屋税務署 / 芦屋健康福祉事務所
福祉施設	老人福祉会館
文化施設	市民センター本館およびルナ・ホール / 体育館・青少年センター
商業業務施設	芦屋郵便局
その他の施設	連絡通路(駅~市役所)
都市公園	芦屋公園 / 大槻公園 / 業平公園

※詳しくは芦屋市ホームページをご覧ください。
http://www.city.ashiya.lg.jp/toshikeikaku/barrierfree/barrierfree_jouhou.html/

「芦屋市交通バリアフリー基本構想」とは